

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第115号

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「第17条第2項各号」を「第18条第2項各号」に改め、同条を第20条とする。

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

(区役所等障害保健福祉課に属する職員に係る兼職及び事務)

第15条 区役所等の保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（以下「区役所等障害保健福祉課」という。）に属する職員（課長、障害難病支援係長及び保健師に限る。）は、その職にある間、辞令を用いることなく、当該区役所等障害保健福祉課以外の全ての区役所等障害保健福祉課の職員に兼職されたものとみなす。

2 前項の規定により兼職されたものとみなされる職員は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の規定による警察官の通報に関する事務に従事させる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に、「第18条第2項第1号」を「第19条第2項第1号」に改める。

(行財政局人事部人事課)